

# 京浜港（横浜区・川崎区）における 危険物積載船及び一般船舶の錨地についてのお知らせ

令和元年11月11日から、錨地が下図のとおり区分されました。錨泊船は下記注意事項に従って錨泊してください。



**小中型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	K1	一般貨物船用，一般タンカー用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 29' 23" N 139° 47' 56" Eの地点	
ロ	35° 28' 50" N 139° 48' 33" Eの地点	
ハ	35° 28' 15" N 139° 48' 33" Eの地点	
ニ	35° 27' 56" N 139° 48' 01" Eの地点	
ホ	35° 28' 33" N 139° 47' 28" Eの地点	

**小中型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	K2	一般貨物船，一般タンカー用
次のイ地点からロ地点を順次に結んだ線及びロ地点からホ地点までは検査錨地外周に沿った線並びにホ地点からト地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 29' 35" N 139° 46' 58" Eの地点	
ロ	35° 29' 24" N 139° 47' 06" Eの地点	
ハ	35° 29' 11" N 139° 46' 37" Eの地点	
ニ	35° 29' 00" N 139° 46' 44" Eの地点	
ホ	35° 28' 39" N 139° 46' 36" Eの地点	
ト	35° 28' 33" N 139° 46' 23" Eの地点	
チ	35° 29' 09" N 139° 45' 59" Eの地点	

**小中型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	N1	一般貨物船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 23' 20" N 139° 39' 16" Eの地点	
ロ	35° 23' 41" N 139° 39' 48" Eの地点	
ハ	35° 23' 21" N 139° 40' 06" Eの地点	
ニ	35° 23' 01" N 139° 39' 36" Eの地点	

**小中型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	N2	一般貨物船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 22' 48" N 139° 39' 38" Eの地点	
ロ	35° 23' 16" N 139° 40' 20" Eの地点	
ハ	35° 23' 00" N 139° 40' 41" Eの地点	
ニ	35° 22' 31" N 139° 39' 58" Eの地点	

**小中型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	N3	一般タンカー，危険物積載タンカー用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 22' 43" N 139° 39' 30" Eの地点	
ロ	35° 22' 48" N 139° 39' 38" Eの地点	
ハ	35° 22' 31" N 139° 39' 58" Eの地点	
ニ	35° 22' 00" N 139° 40' 41" Eの地点	
ホ	35° 22' 46" N 139° 40' 59" Eの地点	
ト	35° 22' 36" N 139° 40' 48" Eの地点	
チ	35° 21' 54" N 139° 39' 36" Eの地点	
リ	35° 21' 35" N 139° 39' 04" Eの地点	

**小中型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	Y1	危険物積載タンカー以外の船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 26' 49" N 139° 41' 44" Eの地点	
ロ	35° 27' 11" N 139° 42' 07" Eの地点	
ハ	35° 27' 19" N 139° 42' 31" Eの地点	
ニ	35° 26' 33" N 139° 43' 22" Eの地点	
ホ	35° 26' 01" N 139° 43' 02" Eの地点	

**小中型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	Y2	危険物積載タンカー以外の船用
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 27' 10" N 139° 43' 17" Eの地点	
ロ	35° 27' 34" N 139° 43' 53" Eの地点	
ハ	35° 27' 54" N 139° 44' 05" Eの地点	
ニ	35° 27' 23" N 139° 44' 27" Eの地点	
ホ	35° 26' 48" N 139° 43' 42" Eの地点	

**その他の船用錨地の位置及び区域**

錨地名	ON	沖荷役船用
35° 27' 22" N 139° 45' 01" Eの地点を中心とする半径450mの円内海面		

**その他の船用錨地の位置及び区域**

錨地名	N4	沖荷役船用
35° 22' 29" N 139° 41' 06" Eの地点を中心とする半径450mの円内海面		

**その他の船用錨地の位置及び区域**

錨地名	TK	タンククリーニング船用
35° 21' 52" N 139° 41' 08" Eの地点を中心とする半径650mの円内海面		

**シーバース離着岸時に利用される水域**

JXTG エネルギー 扇島シーバース  
次のイ地点からロ地点を順次に結んだ線（下記参照）及びホ地点からト地点までは35° 28' 47" N 139° 47' 09" Eの地点を中心とする半径620mの円の外周並びにト地点からイ地点までは検査錨地外周に沿った線により囲まれた海面

イ	35° 28' 59" N 139° 46' 44" Eの地点
ロ	35° 29' 03" N 139° 46' 56" Eの地点
ハ	35° 29' 37" N 139° 47' 24" Eの地点
ニ	35° 29' 23" N 139° 47' 55" Eの地点
ホ	35° 28' 33" N 139° 47' 26" Eの地点

川崎シーバース  
35° 28' 01" N 139° 46' 05" Eの地点を中心とする半径600mの円内海面

JERA 扇島 LNG バース  
次のイ地点からロ地点を順次に結んだ線（下記参照）と35° 28' 00" N 139° 44' 34" Eの地点を中心とする半径620mの円の外周に囲まれた海面

イ	35° 28' 18" N 139° 44' 46" Eの地点
ロ	35° 27' 44" N 139° 44' 52" Eの地点

東京ガス扇島シーバース  
35° 27' 32" N 139° 43' 18" Eの地点を中心とする半径520mの円内海面

**大型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	KL	大型船用（VLCC等以外）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 27' 03" N 139° 45' 02" Eの地点	
ロ	35° 28' 33" N 139° 47' 28" Eの地点	
ハ	35° 27' 56" N 139° 48' 01" Eの地点	
ニ	35° 26' 36" N 139° 45' 47" Eの地点	

**大型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	YL1	大型船用（VLCC等の優先錨地 YL3と併用）
35° 26' 59" N 139° 44' 29" Eの地点を中心とする半径575mの円内海面		

**大型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	YL3	大型船用（VLCC等以外）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 26' 01" N 139° 43' 02" Eの地点	
ロ	35° 26' 33" N 139° 43' 22" Eの地点	
ハ	35° 26' 48" N 139° 43' 42" Eの地点	
ニ	35° 27' 23" N 139° 44' 27" Eの地点	
ホ	35° 26' 36" N 139° 45' 47" Eの地点	
ト	35° 25' 30" N 139° 43' 54" Eの地点	

**大型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	YL4	大型船用（VLCC等以外）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 25' 06" N 139° 41' 43" Eの地点	
ロ	35° 25' 19" N 139° 42' 36" Eの地点	
ハ	35° 25' 43" N 139° 42' 51" Eの地点	
ニ	35° 25' 17" N 139° 43' 32" Eの地点	
ホ	35° 24' 58" N 139° 42' 57" Eの地点	
ト	35° 24' 27" N 139° 42' 30" Eの地点	

**大型船用錨地の位置及び区域**

錨地名	YL5	大型船用（VLCC等以外）
次の各地点を順次結んだ線により囲まれた海面		
イ	35° 23' 29" N 139° 40' 59" Eの地点	
ロ	35° 23' 57" N 139° 41' 33" Eの地点	
ハ	35° 24' 30" N 139° 41' 53" Eの地点	
ニ	35° 24' 08" N 139° 42' 19" Eの地点	
ホ	35° 22' 56" N 139° 41' 41" Eの地点	

- \* 注意事項 \***
1. 総トン数 10,000 トン以上又は全長 150m以上の船舶は大型船用錨地に、未満の船舶は小・中型船用錨地に錨泊するよう区分しています。
  2. 総トン数 500 トン未満の船舶については、シーバースが存在する上図の青色に塗られた区分を避けて、小・中型専用の K1、K2、N1、N2 及び N3 錨地に錨泊するようお願いします。
  3. 錨泊する船舶は、
    - (1) 最新の気象海象情報の入手（海上安全情報の活用）
    - (2) 国際 VHF (Ch16) の常時聴守、AIS の作動維持
    - (3) 常時適切な見張り（自船及び他船の走錨監視等）
    - (4) 海上施設、他船、陸岸との十分な距離の確保
    - (5) 十分な錨鎖の使用
    - (6) 状況に応じ錨泊中止、ちちゅう航法等
    - (7) 機関のスタンバイと乗組員の即応体制（気象悪化のおそれがあるとき）を行い、走錨などによる海難の防止に努めてください。

\* 特に風の影響を受けやすい自動車専用運搬船及びコンテナ船の錨泊にあつては、走錨を考慮した体制の確保に万全を期すようお願いします

お問い合わせ先	横浜海上保安部 TEL 045-201-8180	川崎海上保安署 TEL 044-266-0118
---------	--------------------------	--------------------------